

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者名	松陽・御幸高齢者総合相談センター
委託事業所 (契約代行業所) 名 所在地 電話番号	
説明者	印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要な事項について説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
署名代行者	住所	
	氏名	印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント  
重要事項説明書

事業者は、これからご利用いただく介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を次の通り説明します。

1 事業の目的及び運営方針

① 介護保険法等関連法令に基づいて、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を行います。

② 利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいた介護予防支援・サービス計画（以下「ケアプラン」）を作成するとともに、当事業者の法人にかかわらず多様な事業者から、総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう支援を行います。

③ ケアプラン作成後も、定期的に利用者及び家族と連絡を取り、ケアプランの実施状況・解決すべき課題を把握し、ケアプランの変更、サービス事業者等との連絡調整やその他の必要な対応を行います。

2 事業者の概要

事業者名	松陽・御幸高齢者総合相談センター
所在地	小松市向本折町木31番地
電話番号	0761-22-2280
管理者	村中 達也
営業日	月曜～金曜（12/29～1/3 と祝祭日を除く） ※緊急時24時間対応可
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供地域	松陽圏域（向本折・苗代・蓮代寺小学校下）

3 事業者の従業員

保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、またはそれに準ずる者 等

4 居宅介護支援事業者への委託

事業者は、小松市地域包括支援センター運営部会において承認を受けた居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合があります。この場合、居宅介護支援事業者は、事業者の運営方針及び個人情報の取り扱いを遵守します。

## 5 事業の内容及び流れ

利用者宅等の訪問	重要事項について説明し、利用者の同意の上、契約を結びます。
↓	
ケアプラン作成	本人、家族と一緒に具体的な生活の目標や利用するサービス等について定めたケアプラン原案を作成します。作成されたケアプラン原案は、よりよい支援内容とするため、小松市の実施するケアプラン会議で助言をうけることもあります。
↓	
サービス担当者会議	本人、家族、事業者職員、サービス事業所担当者などで、ケアプランの内容について話し合いをします。
↓	
サービス利用開始	ケアプランに基づいてサービスの利用を開始します。
↓	
評価・見直し	事業者職員は、3か月に1回は訪問して面接を行います。それ以外の月は電話等により利用者の状況を把握します。また、必要に応じて居宅を訪問します。また、3～6か月に1回は目標の達成状況について評価または中間評価を行います。
↓	
給付管理業務	毎月初めに利用者の前月におけるサービスの利用実績を確認し、国保連合会に請求します。

## 6 料金

介護予防支援・会議予防ケアマネジメントに関する利用料金について、事業者が法律の規程に基づいて、介護保険からサービス利用料金に関する給付を受領する場合（法廷代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の金額をいったんお支払ください。

介護予防支援費	4,420円
介護予防支援費初回加算	3,000円
委託連携加算	3,000円
介護予防ケアマネジメント費	4,420円
介護予防ケアマネジメント費初回加算	3,000円
初回のみ介護予防ケアマネジメント費	7,420円

## 7 個人情報の保護

事業者がケアプランを作成する際に利用者や家族に関して知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、他に漏れないよう細心の注意を払います。

また、サービス担当者会議などの利用者へのサービス提供の為に、利用者の

情報を関係者と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し同意をいただきます。

## 8 入院時の情報提供

もし、医療機関等に入院した場合は、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先医療機関にお伝えください。

## 9 解約

利用者は、30日以上予告期間をもって文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

## 10 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡、転出、転居等により当該圏域の被保険者でなくなったとき。
- (2) 利用者が介護保険施設、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護または介護予防認知症対応型共同生活介護の利用を開始したとき。
- (3) 利用者の要介護認定区分が、「要介護」と認定され、介護給付サービスの利用を開始するとき。
- (4) 利用者から文書で解約の意思表示がなされ、その予告期間が終了したとき。
- (5) 事業者が文書で契約の解除の申し出を行い、その予告期間が終了したとき。

## 11 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して、利用者にけがや体調の急変があった場合には、速やかに利用者の家族及び市関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

## 12 サービス等に関する苦情・相談窓口

### (1) 事業者のご相談・苦情窓口

担当	受付時間	電話番号	FAX 番号
松陽・御幸 高齢者総合相談センター	月曜～金曜（12/29～1/3と祝祭日を除く） ※緊急時24時間対応可 午前8時30分から午後5時15分まで	0761-22-2280	0761-23-2055

### (2) その他のご相談・苦情窓口

担当	受付時間	電話番号	FAX 番号
小松市役所 長寿介護課	月曜～金曜（12/29～1/3と祝祭日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで	0761-24-8168	0761-23-3243